

地 域 再 生 計 画

- 1 地域再生計画の名称
さいたま市水辺空間の保全と再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
さいたま市
- 3 地域再生計画の区域
さいたま市の全域

4 地域再生計画の目標

さいたま市は、埼玉県の南東部に位置し首都東京より30km圏にある。県庁所在地であることに加え、さいたま新都心には国の広域行政機能が立地している。

古くは、中山道の宿場町として発達してきた歴史を持ち、現在は東北・上越など新幹線5路線を始め、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交通の要衝となっており、広域的な集客力を持つ商業施設が集積し賑わいをみせ、埼玉県における行政、経済の中核の役割を担っている。

本市は、平成13年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日に全国で13番目の政令都市へと移行した。

さらに、平成17年4月1日の旧岩槻市と合併し、人口1,164,898人となり、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合言葉に、だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指している。

地勢は、武蔵野の原風景である雑木林や屋敷林、社寺林などの樹木地、荒川周辺の緑地や見沼田圃など、首都圏の中では豊かな緑に恵まれている。しかし、都市的な開発の中で、緑は徐々に減少し、河川水質や水辺環境の悪化もみられ、市内を流れる主要河川のうち約半数は環境基準を達成できていない状況である。これは、都市化の進展により増大した生活排水が河川へ流出しているためであり、この流出量を削減することが求められている。

水と緑の空間は、都市生活にやすらぎの場、自然とふれあえる場を提供するだけでなく、生物の生息・生育空間、ヒートアイランド現象の緩和、景観形成など、様々な機能を果たしていることが改めて見直されており、市内に残された自然環境は将来にわたる市民共有の財産となっている。本市としては、さいたま新都心地区において、調整池に貯留した雨水を再生して、歩道のせせらぎや公園の修景水として活用するなど、良好な水辺環境の創造に取り組んでいる。

これらの機能を維持、向上していくために、水循環や生物の生息空間に配慮した水辺の保全と再生を進めることを重要な課題としており、さいたま市基本構想においても、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指し、「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を将来都市像としている。

この将来像を実現するため、河川などの公共用水域を汚している生活排水への対策として、公共下水道の整備推進及び合併浄化槽の設置を促進するとともに、市民団体の河川美化運動などと協働し、「水辺空間の再生と保全」を図る。

(目標) 污水处理施設の整備促進

(污水处理人口普及率を6.0%向上 現行85.5% 目標91.5%)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

公共下水道については、下水道計画面積 16,763ha であるが、平成 16 年度末現在では、9,424ha の整備が完了している。未整備地区のうち、人口密度の高い市街地を優先的に整備推進し、合理的な事業推進を図る。

合併浄化槽については、下水道認可区域外における生活排水による公共水域の汚濁を軽減するため、個人設置型の合併浄化槽の設置を進める。

併せて、市民団体と行政による「水環境ネットワーク」の河川美化運動を推進し、水環境についての取り組みを市民と行政が連携を深めながら進めていく。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道 平成 18 年 1 月事業認可

[事業主体]

- ・ いずれも さいたま市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 西区地内（ただし、大宮西部土地区画整理地区を除く）
桜区地内の一部
- ・ 浄化槽 市内全域（ただし、公共下水道の事業計画認可区域を除く）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・ 浄化槽 平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 100～400 24,500m
- ・ 浄化槽 949基

なお、各施設における新規処理人口は以下のとおり。

公共下水道	64,900人
浄化槽	5,200人

[事業費]

	交付対象事業費	3,006,821千円
	（うち交付金	1,441,607千円
	単独事業分	405,000千円）
・ 公共下水道	交付対象事業費	2,636,000千円
	（うち交付金	1,318,000千円
	単独事業分	405,000千円）
・ 浄化槽	交付対象事業費	370,821千円
	（うち交付金	123,607千円）

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

「水環境ネットワーク」の設立

平成16年6月、水環境に関わる活動をしている市民団体、事業者、行政がネットワークを形成し協働することで、良好な水環境を再生し、守り育てていくことを目的として「さいたま市水環境ネットワーク」を設立した。加盟団体の活動内容は河川美化運動など様々であるが、この設立が団体間そして市民と行政の交流の機会となっている。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行い、公表することとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし